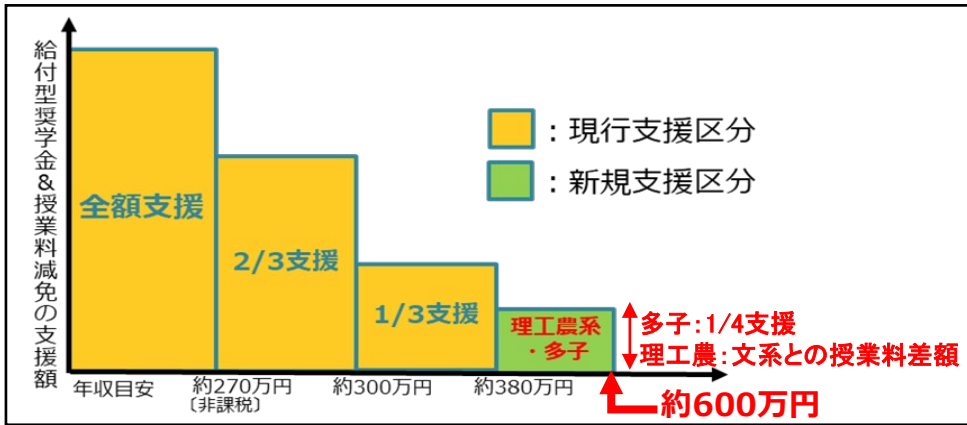


1. 学部段階（大学・短大・高専・専門学校）向け  
**授業料減免等の中間層への拡大**

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、**子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大**。あわせて理工農系の中間層にも拡大。



<支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**（モデルケース）まで
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・~~理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれば対象~~

<支給水準>

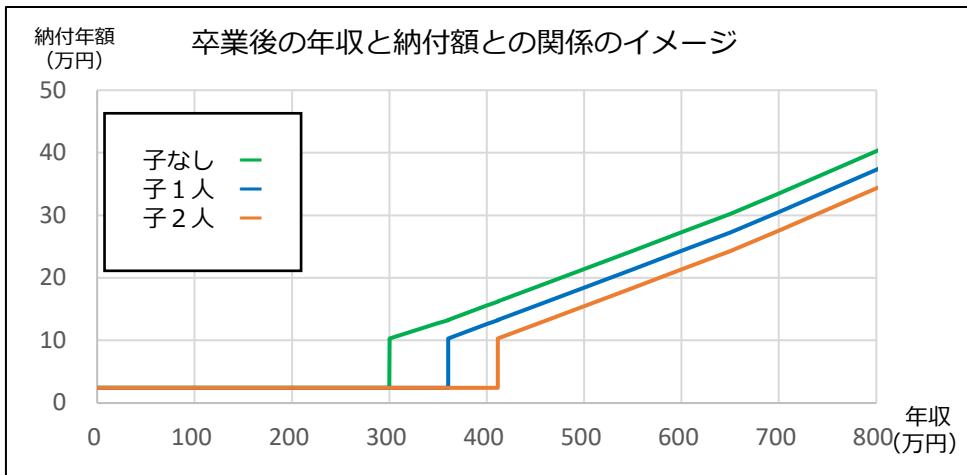
- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援
- ・~~理工農系支援：文系との授業料差額~~

理工農系支援は、私立大学が対象であるため、本学は該当しない

※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

2. 大学院生（修士段階）向け  
**大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設**

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮**。



<「後払い」とできる授業料上限>

- ・国公立については、国立授業料の標準額（約54万円）
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準までとする予定

<卒業後の納付>

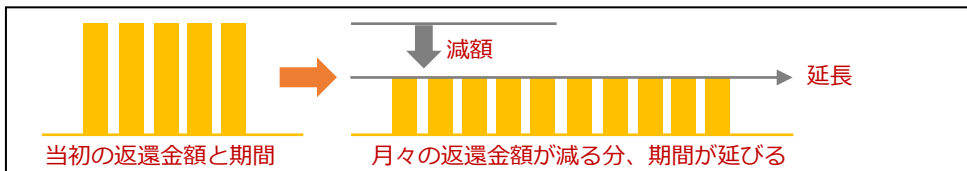
- ・所得に応じた納付が始まる年収基準：300万円程度
- ・上記年収を上回る場合：課税対象所得の9%を納付
- ・ただし、扶養する子について、独自の扶養控除を創設  
 →子供が2人いれば年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない

※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする

※ ①令和6年秋入学者及び②修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定

3. 奨学金を返還している方向け  
**貸与型奨学金における減額返還制度の見直し**

定額返還における月々の返還額を減らす制度（※返還総額は不変）について、**要件等を柔軟化**。また、子育て時期の経済的負担に配慮した更なる対応について引き続き検討を進める。



- ・利用可能な年収上限の引き上げ（本人年収325万円以下 → **400万円以下**）
- ・返還割合の選択肢を増加（1/2 又は 1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

## 奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

### 【制度全般】

- この制度は、いつから始まるのですか。  
⇒令和6年度から開始予定です。(令和6年4月に入学する方・令和6年4月時点で前年度から在学中の方、いずれの学生も対象となります。)
- 支援対象は、世帯年収がいくらまでですか。  
⇒新たに支援する区分(第IV区分)の対象となる方は、モデルケースで世帯年収600万円程度(申請時点での年収)までです。
- モデルケースとは何ですか。  
⇒モデルケースでは、父(給与所得者)、母(無収入)、本人(18歳)、中学生以下のきょうだい、の4人(子供3人の場合は5人)世帯を想定しており、この場合は世帯年収600万円程度としていますが、家族構成や就業形態に応じて年収上限が変わります。
- なぜ、600万円程度なのですか。  
⇒今回の改正により、現行制度の対象となっていない中間所得層へ対象範囲を拡大する目的で、収入基準を引き上げました。
- いつ申し込めば良いですか。  
⇒令和6年度から新たに支援する区分の対象となる方については、在学採用(令和6年4月に新たに入学する方も、前年より在籍中の方も、4月以降に在籍する大学等を通じて申し込み)になる予定です。  
現行制度の対象(非課税世帯～年収380万円程度までを対象)となる方については、これまでと同様に進学前の高校3年生時に高校を通じて申し込むことが可能です。

# 奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

## 【多子世帯支援】

- 多子世帯支援の支援対象は、どうなるのですか。  
⇒扶養するお子さんの人数が3人以上である世帯の学生の方が対象となります。
- 多子世帯支援の場合、いくら支援されるのですか。  
⇒全額支援となる第I区分の4分の1(例えば私立大学に自宅外から通う場合、授業料減免と給付型奨学金を合わせて約40万円)の支援になります。
- 「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味ですか。  
⇒申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしています。仮にそのご家庭にお子さんが3人いたとしても、一番上のお子さんが社会人となって扶養から外れていれば、「扶養する子供」の数としては2人になります。
- 多子世帯支援とは、3人目の子が対象になるのですか。  
⇒申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしていますので、例えば、一番上のお子さんが大学生、下のお子さん2人が高校生以下である場合、一番上の大学生のお子さんは条件を満たしていることとなります。
- どうして「扶養する子供」という条件があるのでしょうか。  
⇒同時に複数のお子さんを扶養されていることの負担を軽減するためにこのような条件としました。
- 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。  
⇒原則、多子世帯支援が優先されます。

# 大学院段階における「授業料後払い制度」の制度設計について

## 1. 対象学種

大学院の修士段階（修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程。通信教育課程を含む。）

## 2. 対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・令和6年度以降に国内の大学院に進学した者（※）
- ・本人の希望に基づき、在学を通じた申請を行った者
- ・日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

※ 令和6年度については、上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみを対象とする。

①令和6年度秋の新規入学者

②令和6年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となることがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。当該者については、進学先の大学院が秋まで授業料の納付を猶予する場合、本人からの申出に基づいて、令和6年4月からの授業料に遡って支援の対象とする（支援（振込）の時期は5. のとおり令和6年秋となる）。

## 3. 後払いとできる授業料の額（以下「支援対象授業料」という。）

- ・ 国公立 年 535,800 円を上限として大学が請求する授業料
- ・ 私立 年 776,000 円を上限として大学が請求する授業料  
を予定しており、令和6年度予算編成過程において決定する。

※ 法的には第一種学資貸与金（無利子の貸与型奨学金）の一形態として、これらの金額に保証料を上乗せした金額を日本学生支援機構から学生に貸与する（貸与額から保証料を天引きした額が授業料相当となるよう、貸与額及び保証料を設定する。すなわち、授業料相当額及び保証料相当額を併せた額が貸与額となる。当該貸与額を以下「授業料支援金」という）。

※ 保証料の支払い（機関保証への加入）を必須とする。

※ あらかじめ（初回の授業料請求の時点で）学校独自の授業料減免が個別に学生に適用されている場合を含め、学生への請求額が上記の上限額を下回る場合は、当該請求額を支援対象授業料とする。

#### 4. 生活費等の支援として別途貸与を受けられる額（以下「生活費奨学金」という。）

- ・ 月 1 万円、2 万円、3 万円又は 4 万円から学生が選択する額（無利子）

- ※ JASSOから学生に対して振り込む。
- ※ 生活費奨学金の貸与を受けないことも可能。
- ※ 授業料支援金の利用を申請せずに、生活費奨学金の貸与だけを申請することはできない。
- ※ 授業料支援金を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできない。
- ※ 授業料支援金及び生活費奨学金の利用の有無にかかわらず、第二種奨学金の貸与は申請可能。
- ※ 保証料の支払い（機関保証への加入）は必須とし、第一種奨学金における保証料の取扱いと同様、上記額から保証料を天引きするものとする。

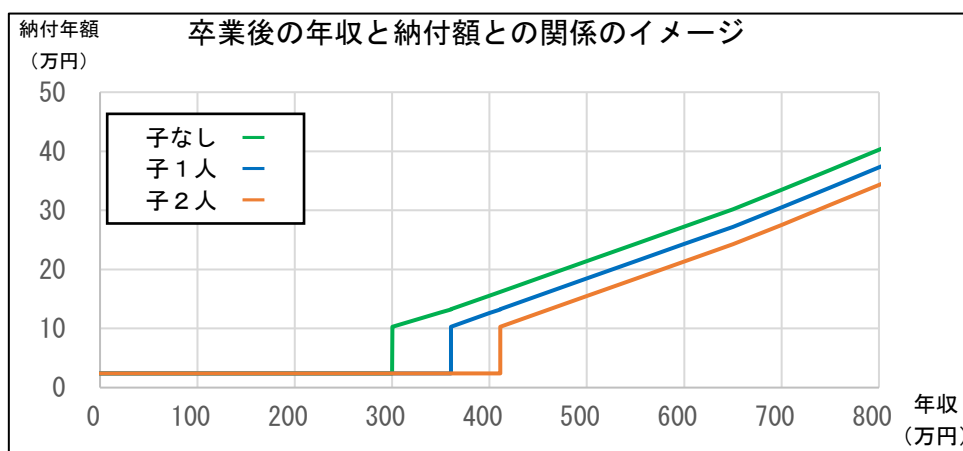
#### 5. 授業料を後払いとする方法

- ・ JASSO から大学に対し、年度の始期に、当該大学における制度利用者の支援対象授業料の合計額を振り込む。ただし、秋入学の学生及び授業料減免の適用が各学期の期首になされる大学の学生についてはこの限りではない。

- ※ これにより難い相当の事情が大学に認められる場合は、JASSO から制度利用者（当該大学の学生）に対し、年度の始期に、当該制度利用者の支援対象授業料に相当する額を振り込む。
- ※ 授業料が支援対象授業料の上限を上回る場合、差額は学生から大学に別途納付する。
- ※ 令和 6 年度については、2. の※書きのとおり、振込は秋の 1 回のみとする。

#### 6. 利用者（卒業した学生）から JASSO への納付の概要

- ・ 授業料支援金（支援対象授業料及び保証料の合計額）及び生活費奨学金の合計額に達するまで、卒業後の所得に応じ、口座引落によって JASSO に納付を行う。
- ・ 所得（前年の課税所得）と納付年額の関係は以下のとおりであり、例えば扶養する子供が 2 人いれば年収 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらない。
- ・ 上記年収を上回る場合は「課税対象所得から子供の人数に応じた額を控除した額」の 9% を納付する。上記年収以下の場合は月 2,000 円など一定額を納付する。
- ・ その他の詳細については日本学生支援機構から別途周知する。



## 7. その他

- 学期の途中で停止・廃止となった場合も、当該学期に係る授業料支援金の割り戻しや取消等は行わず、卒業後に所得に応じて納付することとする。
  - ※ 仮に退学等による授業料の返金がある場合は、授業料後払い制度を利用していない学生と同様に、大学と学生との間で行う。
  - ※ ただし、退学等した翌月（学籍を失った日が月の初日の場合はその月。以下同じ。）以降に本制度による振込が行われた場合（退学日等が遡及したことにより、振込日より前となった場合を含む）は、当該振込については払戻（取消）を行う必要がある。
  - ※ 休学を伴わない留学やダブルディグリープログラムについては、支援を継続（支援を行うのは1大学分のみ）。
- 第一種奨学金における支援の停止・廃止に相当する事由があった学生については、「授業料後払い制度」においても支援の停止・廃止の取扱いとなる。
- 支援の停止・廃止となった場合の生活費奨学金の運用については、第一種奨学金の例による。
- 第一種奨学金と同様に、毎年の適格認定及び業績優秀者免除の判定を行う。なお、こうした事務において、授業料支援金又は生活費奨学金のいずれか一方のみが廃止や免除になるといった取扱いは予定していない。
- 申請後の取消の可否、年度途中の支援の終了の可否その他運用の詳細については日本学生支援機構において定める。